

宗右衛門町商店街振興組合「まちづくり審査会」 審査誓約書

今回、各種工事等に伴い貴商店街「まちづくり審査会」への審査(協議)を申込むにあたり、計画施設所有者(または各種工事等の発注事業者)として、下記の全ての事項を遵守することを誓約します。

記

1. 「大阪府商業者等によるまちづくりの促進に関する条例」に基づき、審査申込と合わせて(または協議終了済証の交付を受けるまでに)、貴商店街に組合員として加入し、宗右衛門町商店街地区内において計画施設を所有または賃貸契約を締結し、事業を継続する限り、加入を継続します。

2. 貴商店街地区内の道路上(道頓堀川架橋上、道頓堀川水辺遊歩道上を含む)において、A型看板やのぼり旗、タペストリー、横断幕などの布製または紙製のものや簡易などものを含め、一切の置き看板等の設置及び利用は行いません。

3. 貴商店街地区内(道頓堀川水辺遊歩道上を含む)において、大阪市屋外広告物条例をはじめ、各種法令などに違反する、突出し看板、袖看板、壁面看板、日除けテント、店舗装飾、照明器具、街頭放送(放映)設備などの屋外広告物並びに工作物、設備機器などの設置及び利用は一切行いません。

※ 但し、公的許可を受けたものについては、この限りではありません。

4. 「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例」に基づき、貴商店街地区内の道路上並びに道頓堀川架橋上(道頓堀橋、戎橋、太左衛門橋、相合橋、日本橋)、道頓堀川水辺遊歩道上において、客引き行為(客待ち行為)、勧誘行為、呼び込み行為などに一切行いません。また、自らが行うものに限らず、第三者に対しても、同様の行為を一切依頼しません。

5. その他、貴商店街の組合員として、「定款」及び「規約」、貴商店街発行の「コンプライアンス・ガイド」等の記載事項、さらに通達事項や申し入れ事項などについても遵守します。

6. 当社がテナントビル事業を営む者である場合は、貴商店街地区内の所有土地建物を対象とする賃貸契約等を締結時には、賃貸契約書等の重要事項説明などにおいて、貴商店街への加入について明記し、賃貸契約者の加入させるよう努めるとともに、上記1~5の各号についても、遵守させるものとします。

※ 審査申込人が、当商店街地区外の事業者の場合は、第1項に記載の事項に対する誓約は除外となります。

※ テナント事業者の場合は、第6項に記載の事項に対する誓約は除外となります。

■ 計画施設所有者(または各種工事等の発注事業者)

[誓約日]

年 月 日

[氏名]

印

[住所]

(連絡先電話番号)

この「誓約書」は、当該の各種工事等に関わる当商店街地区内の施設所有者
(またはテナント事業者)名義にてご提出いただく必要があります。